

公立大学法人岐阜県立看護大学第3期中期計画の変更について

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）の第3期中期計画について、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、令和4年7月26日付看大第94号にて法人から知事に対し変更の認可の申請があったため、法第78条第4項の規定に基づき、評価委員会に意見を求める。

前 提

- ・法人の令和3年度決算により積立金の額は126,683,703円となり、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善等に充てる費用として、122,047,094円の繰越が知事に認可された。（令和4年6月28日付）
- ・岐阜県地方独立行政法人法施行細則（以下、「県施行細則」という。）第6条が一部改正され、令和4年6月7日付で施行された。

中期計画変更の概要

- ・法人の第3期中期計画は令和4年2月22日に知事の認可を得ているが、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善等のために積立金を使用するには、中期計画に積立金の使途を記載する必要がある（法第40条第4項）。
- ・県施行細則の改正に伴い、中期計画における「中期目標の期間を超える債務負担」の記載は、規則上必須では無くなった。

中期計画変更(案)

- ・法人の第3期中期計画の第7「予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」に積立金繰越にかかる金額を反映し、第11「4 法第40条第4項の規定により業務の運営の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画」に「教育研究の質の向上、組織運営及び施設整備の改善等に充てる」として記載する。
- ・県施行細則第6条の一部改正（令和四年六月七日規則第六十五号）に伴い、第11「3 中期目標の期間を超える債務負担」の項目を削除する。

※資料(看大)4-2のとおり

今後の手続き

- ・中期計画の変更について、知事の認可を得る。（法第26条第1項）